

現 場 説 明 書

1. 工 事 名 H 2 4 中部管区警察局稲葉町宿舍耐震改修ほか1件工事
2. 現場説明会 本工事内容は、入札説明書、工事請負契約書案、中部地方整備局競争契約入札心得、図面、仕様書及び現場説明書（以下「設計図書等」という。）によるものとし、現場説明会は実施しない。
3. 仕様書等に対する質問及び回答について
 - (1) 質問書提出期限 平成24年7月3日から平成24年8月2日まで
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日並びに年末年始を除く毎日、10時00分から16時00分まで
 - (2) 質問書提出方法 電子入札システムにより提出すること。提出後、(3)に提出した旨を電話で通知すること。紙入札方式の者は、(3)へ書面を持参又は電子メールで提出すること。電子メールの場合には提出後、(3)に提出した旨を電話で通知すること。
 - (3) 担当部署 中部地方整備局 総務部 契約課 契約第一係
〒460-8514 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目5番1号
名古屋合同庁舎第二号館
電話 052-953-8138 (直通)
メールアドレス: keiyaku@cbr.mlit.go.jp
 - (4) 留意事項 電子入札システムによる質問書の提出にあたっては、質問書に業者名（過去に受注した具体的な工事名等の記載により、業者名が類推される場合も含む。）を記載するなど、他の参加者に自社の参加が知り得る状況となる質問を行った場合には、公正な入札の確保ができないため、その者は入札に参加することができない。
 - (5) 回答方法 電子入札システムにより回答する。
ただし、紙入札方式の者に対しては電子メールにより回答する。
また、(6)のとおり閲覧に供する。
 - (6) 回答書閲覧期間及び閲覧場所 平成24年8月7日から平成24年8月10日までの
土曜日、日曜日及び祝日並びに年末年始を除く毎日、
10時00分から16時00分までの間、(3)の場所にて閲覧。

説 明 事 項

1. 入札（又は見積書の提出）について

- (1) この工事の入札（又は見積書の提出）に当たっては、一般競争入札の公告（又は見積依頼書）、図面、仕様書、中部地方整備局競争契約入札心得（又は中部地方整備局随意契約見積心得）、工事請負契約書案及びこの現場説明書をよく確認の上、入札書（又は見積書）を提出するものとする。
- (2) この工事の入札（又は見積書の提出）に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2. 落札者の決定について

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 85 号（同令第 98 条において準用する場合を含む。）の基準がある。
- (2) 基準価格を下回った入札が行われた場合には、入札を「保留」として終了し、調査の上、その結果を後日通知する。
- (3) 基準価格を下回った入札を行った者は、最低入札者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。
- (4) 基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力するものとする。

3. 契約の保証について

- (1) 落札者（又は契約の相手方）は、工事請負契約書案の提出とともに、以下①から⑤のいずれかの書類を提出しなければならない。

① 契約保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書

- イ 保管金領収証書は、「日本銀行名古屋支店」に契約保証金の金額に相当する金額の金銭を払い込んで、交付を受けること。
- ロ 保管金領収証書の宛名の欄には、「中部地方整備局歳入歳出外現金出納官吏総務部会計課国土交通事務官 中野 勇生」と記載するように申し込むこと。
- ハ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、支出負担行為担当官等の指示に従うこと。
- ニ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- ホ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金の払渡を求める旨の保管金払渡請求書を提出すること。

② 契約保証金に代わる担保としての振替国債（利付国債に限る。）に係る政府担保振替国債提供書及び提供しようとする振替国債の名称並びに記号、利息の支払期並びに償還期限を確認するために必要な資料（提供しようとする振替国債の口座がある銀行・証券会社等で作成されたもの）

- イ 政府担保振替国債提供書は契約保証金の金額に相当する金額の利付国債を記載し提出すること。
- ロ 政府担保振替国債提供書の宛名の欄には、「中部地方整備局取扱主任官 総務部会計課国土交通事務官 中野 勇生」と記載するように申し込むこと。
- ハ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- ニ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、振替国債は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

- ホ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府担保振替国債払渡請求書を提出すること。
- ③ 債務不履行時による損害金の支払を保証する金融機関等の保証に係る保証書
- イ 債務不履行により生ずる損害金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入を行う組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。
- ロ 保証書の宛名の欄には「支出負担行為担当官中部地方整備局長 足立 敏之」と記載するように申し込むこと。
- ハ 保証債務の内容は工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。
- ニ 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- ホ 保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。
- ヘ 保証期間は、工期を含むものとする。
- ト 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後 6 カ月以上確保されるものとする。
- チ 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、支出負担行為担当官等の指示に従うこと。
- リ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、金融機関等から支払われた保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- ヌ 受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、工事完成後、支出負担行為担当官等から保証書の返還を受け、銀行等に返還するものとする。
- ④ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券
- イ 公共工事履行保証証券とは、保険会社、銀行、農林中央金庫その他財務大臣の指定する金融機関（以下「保険会社等」という。）が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。
- ロ 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「支出負担行為担当官中部地方整備局長 足立 敏之」と記載するように申し込むこと。
- ハ 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- ニ 保証金額は、請負代金額の 10 分の 1 の金額以上とする。
- ホ 保証期間は、工期を含むものとする。
- ヘ 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、支出負担行為担当官等の指示に従うこと。
- ト 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社等から支払われた保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- ⑤ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券
- イ 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。
- ロ 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。

ハ 保険証券の宛名の欄には、「支出負担行為担当官中部地方整備局長 足立 敏之」と記載するように申し込むこと。

ニ 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

ホ 保険金額は、請負代金額の 10 分の 1 の金額以上とする。

ヘ 保険期間は、工期を含むものとする。

ト 請負代金額の変更により保険金額を変更する場合の取扱いについては、支出負担行為担当官等の指示に従うこと。

チ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保険金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(2) (1) の規定にかかわらず、次に該当する場合は、契約の保証を付さなくてもよいものとする。

予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により工事請負契約書の作成を省略することができる工事請負契約である場合

4. 中間前金払と既済部分払の選択について

請負代金額が 1,000 万円以上であって、かつ、工期が 150 日以上 of 工事（国庫債務負担行為に基づく契約にあっては、いずれかの年度の出来高予定額が 1,000 万円以上であって、かつ、その年度の工事実施期間が 150 日以上 of 工事）については、中間前金払を請求できるので、この場合は、中間前金払と既済部分払のいずれかを選択するものとする。なお、その選択については、落札決定後、工事請負契約書の案を提出するまでに申し出るものとし、その後においては変更することはできない。

5. 工期変更の場合の保証事業会社に対する通知について

工事請負契約書第 35 条第 3 項（第 40 条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、電話により、又は変更契約書の写しをファクシミリ等により送付することにより行うものとする。

6. 低入札価格調査対象工事における別に配置を求める技術者について

専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に、監理技術者同一の資格（工事経験を除く。）を満たす技術者を、専任で 1 名現場に配置することとする。ただし、予定価格が 1 億円未満 of 工事の場合においては、契約の相手方が中部地方整備局管内で入札日から過去 2 年以内に完成した工事、あるいは入札時点で施工中 of 工事に関して、以下のいずれかに該当する場合、監理技術者とは別に、監理技術者同一の資格（工事経験を除く。）を満たす技術者を、専任で 1 名現場に配置することとする。

① 65 点未満 of 工事成績評定を通知された企業

② 発注者から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を請求された企業。ただし、軽微な手直し等は除く。

③ 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は部局長若しくは総括監督員から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた企業

④ 自らに起因して工期を大幅に遅延させた企業

なお、当該技術者は施工中、監理技術者を補助し、監理技術者同様の職務を行うものとする。

また、当該技術者を求めることとなった場合には、その氏名その他必要な事項を監理技術者の通知と同様に支出負担行為担当官等に通知することとする。

7. 低入札価格調査対象工事における前金払の縮減について

低入札価格調査を受けたものとの契約については、前金払の割合を請負代金額の 10 分の 2 以内とする。ただし、工事が進捗した場合 of 中間前金払及び部分払の請

求を妨げるものではない。

8. 工事請負契約書案について

(1) 頭書の「6 調停人」関係

発注者と受注者との協議により、調停人をあらかじめ選任することとなった場合は、この欄にその氏名を記入するものとする。

(2) 第 18 条、第 19 条関係

設計変更に伴う契約変更の手続は、その必要が生じた都度行うこととするが軽微な設計変更に伴うものは、工期の末（国庫債務負担行為に基づく契約にあっては、各会計年度の末及び工期の末）に行う。

(3) 第 25 条関係

- 一 賃金又は物価の変動による請負代金額の変更（以下「スライド」という。）は、残工事の工期が 2 月以上ある場合に行う。
- 二 変動前残工事代金額の算定の基礎となる残工事量の確認については、スライドの請求があった日から起算して 14 日以内で発注者が受注者と協議して定める日において、監督職員が確認する。この場合において、受注者の責により遅延していると認められる工事量は、残工事量に含めない。

(4) 第 29 条関係

- 一 第 4 項の「請負代金額」とは、損害を負担する時点における請負代金額をいう。
- 二 1 回の損害額が当初の請負代金額の $5 / 1000$ の額（この額が 20 万を超えるときは、20 万円）に満たない場合は、第 4 項の「当該損害の額」は 0 として取扱う。

(5) 第 34 条関係

- 一 既済部分払を選択した場合には、中間前払金の支払請求はできない。
- 二 中間前払金に係る認定の請求は、当該契約に係る工期の $1 / 2$ （国庫債務負担行為に基づく契約にあっては、当該年度の工事実施期間の $1 / 2$ ）を経過し、かつ、おおむね工程表によりその時期までに実施すべき工事が行われ、その進捗が金額面でも $1 / 2$ （国庫債務負担行為に基づく契約にあっては、当該年度の出来高予定額の $1 / 2$ ）以上である場合に行うものとする。

(6) 第 35 条関係

第 2 項において、第 34 条第 6 項の規定により、前払金超過額を返還する場合における前払金の保証契約の変更は、その超過額を返還した後に行うものとし、その変更後の保証金額は減額後の前払金額を下回らない額とする。

(7) 第 37 条関係

中間前金払を選択した場合には、既済部分払金の支払請求はできない。

(8) 第 39 条関係

- 一 各会計年度における請負代金額の支払限度額の割合及び出来高予定額の有無は次のとおりとする。

		支払限度額の割合	出来高の有無
平成	年度	%	
平成	年度	%	

- 二 各会計年度の請負代金額の支払限度額及び出来高予定額は、契約書を作成するときまでに落札者（又は契約の相手方）に通知する。

(9) 第 40 条関係

前払金の条件は次のとおりとする。

- イ. 各会計年度前金払を行う。
- ロ. 初年度は前金払を行わない。
- ハ. 初年度に第 2 年度分を含め前金払を行う。

(10) 第 41 条関係

中間前金払を選択した場合における各会計年度の既済部分払（最終年度に係るものを除く。）は、その支払限度額に対応する既済部分の額が、当該支払限度額の 10／9 を超えた場合（可分の工事にあっては、当該支払限度額に達した場合）に請求することができる。

(11) 第 52 条関係

- 一 発注者と受注者との協議により、調停人をあらかじめ選任することとなった場合は本条(B)を削除し、協議が整わなかった場合は本条(A)を削除する。
- 二 本条(A)第 2 項又は本条(B)の管轄建設工事紛争審査会は、原則として受注者の建設業の許可区分により、国土交通大臣許可の場合は中央建設工事紛争審査会とし、都道府県知事許可の場合は当該都道府県建設工事紛争審査会とする。

指 導 事 項

- (1) 建設産業における生産システムの合理化指針について
工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システム合理化指針」において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、代金支払い等の適正化（請負代金の支払をできる限り早くすること、できる限り現金払とすること及び手形で支払う場合、手形期間は120日以内にできる限り短い期間とすること等）、適正な施工体制の確立及び建設労働者の雇用条件等の改善等に務めること。
（「建設産業における生産システム合理化指針」国土交通省中部地方整備局ホームページを参照（<http://www.cbr.mlit.go.jp/>））
- (2) 建設工事の適正な施工の確保について
 - 一 建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）に違反する一括下請負その他不適切な形態の下請契約を締結しないこと。
 - 二 建設業法第26条の規定により、受注者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者又は専任の監理技術者については、適切な資格、技術力等を有する者（工事現場に常駐して、専らその職務に従事するもので、受注者と直接的かつ3ヶ月以上の恒常的な雇用関係にあるものに限る。）を配置すること。
 - 三 受注者が工事現場ごとに置かなければならない専任の監理技術者は、当該建設工事に関し建設業法第15条第2号イ、ロ又はハに該当する者（当該建設工事に係る建設業が指定建設業である場合にあっては、同号イに該当する者又は同号ハの規定により国土交通大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者）で、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者を配置すること。なお、「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。
 - ・平成16年2月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者。
 - ・平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受けた者であって、平成16年3月1日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者。この場合において、選任された監理技術者は、発注者から請求があったときは、資格者証及び受講修了証を提示すること。
 - 四 一、二及び三のほか、建設業法等に抵触する行為は行わないこと。
- (3) 労働福祉の改善等について
建設労働者の確保を図ること並びに労働災害の防止、適正な賃金の確保、退職金制度及び各種保険制度への加入等労働福祉の改善に努めること。
- (4) 建設業退職金共済制度について
 - 一 建設業者は、自ら雇用する建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。
 - 二 建設業者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し、下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入して現物により交付すること、又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進すべきこと。
 - 三 建設業者は、建退共制度の発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を工事契約締結後1か月以内に事務所長又は局の出張所長（以下「事務所長等」という。）に提出すること。
なお、工事契約締結当初は工場製作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しないこと等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情がある場合においては、あらかじめその理由及び共済証紙の購入予定時期を書面により申し出ること。
 - 四 建設業者は、三の申し出を行った場合又は請負代金額の増額変更があった場合等において、共済証紙を追加購入したときは、当該共済証紙に係る収納書を工事完成時まで提出すること。
なお、三の申し出を行った場合又は請負代金額の増額変更があった場合において、共済証紙を追加購入しなかったときは、その理由を書面により申し出ること。
 - 五 共済証紙の購入状況を把握するため必要があると認めるときは、共済証紙の受払簿その他関係資料の提出を求めることがある。
 - 六 建退共制度に加入せず、又は共済証紙の購入若しくは貼付が不十分な建設業者については、指名等において考慮することがある。
 - 七 下請業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、元請業者に建退共制度への加入手続き、共済証紙の共済手帳への貼付等の事務の処理を委託する方法もあるので、元請業者においてできる限り下請業者の事務の受託に努めること。

- (5) ダンプトラック等による過積載等の防止について
 - 一 工事用資機材等の積載超過のないようにすること。
 - 二 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
 - 三 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。
 - 四 さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造したダンプカーが、工事現場に出入りすることのないようにすること。
 - 五 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(以下「法」という。)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
 - 六 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
 - 七 一から六のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。
- (6) 一次下請業者への支払について

出来高部分払方式による既済部分払を選択した場合の一次下請業者に対する工事代金の支払は、速やかに現金又は90日以内の手形で行うものとする。
- (7) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について
 - 一 中部地方整備局が発注する建設工事(以下「発注工事」という。)において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。

また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
 - 二 一により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
 - 三 一及び二の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがあること。
 - 四 発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

留意事項

(共同企業体の適正な運営について)

共同企業体及びその各構成員は、下記の事項に留意し、共同企業体の適正な運営に努められたい。

- 1 前払金の取扱いについては、出資の割合に基づき分配する方法と共同企業体の前払金専用口座に留保する方法があり、各構成員間の協議によりどちらの方法をとるかを決定し、前払金の適正な使用を確保すること。また、下請企業に対する前払金の支払については、共同企業体が前払金の支払を受けたときは、下請企業等に対して、資材の購入、建設労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をすること。
- 2 重要な事項について構成員間で疑義の生じることのないよう公正に共同企業体を運営するため、資金管理方法や下請企業等の決定等重要な事項については、代表者のみで決定せず、共同企業体の最高意志決定機関である運営委員会において協議の上決定すること。
- 3 共同企業体の行う取引は、構成員個人としての取引ではなく、共同企業体としての取引であることを明確にするため、共同企業体の下請契約等は、共同企業体の名称を冠して共同企業体の代表者及びその他の構成員全員の連名により、又は少なくとも共同企業体の名称を冠した代表者の名義で締結すること。また、共同企業体の預金口座については、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によるものとする。
なお、下請企業等への支払については、公共工事における完成払等発注者から現金による支払があったときには、共同企業体は受注者たる下請企業に対して相応する額を速やかに現金で支払うよう配慮すること。
- 4 共同企業体構成員間の混乱を避け、公共工事を適正かつ速やかに施工するため、以下についてあらかじめ共同企業体協定書等において定めておく方法も講じ得ること。
 - (1) 代表者が脱退した場合のほか、代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により代表者の権限を停止し、又は代表者を変更することができること。
 - (2) 一部の構成員に重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由が生じた場合に、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名できること。ただし、2社の構成員からなる共同企業体では、この限りではない。
- 5 各構成員は、民法第 673 条（組合員の財産検査権）の規程により、共同企業体の適正な運営を図るために必要があると認める場合には、共同企業体の業務及び財産の状況を検査することができる。

(説明事項について)

1. 説明事項 1 について

入札書（又は見積書）等の様式については中部地方整備局のホームページ（<http://www.cbr.mlit.go.jp>）「入札・契約情報」－「建設工事」－「土木工事共通仕様書を適用する請負工事に用いる帳票様式」－「契約時（様式 1 3～3 6）」に掲載しているので、その様式を用いて入札に参加すること。

2. 説明事項 8（5）について

- ・第 3 4 条中「著しく増額した場合」とは、請負代金額の 3 0 %以上又は 4 0 0 0 万円以上とし、かつ残工期が 2 箇月以上ある場合とする。ただし国庫債務負担行為については、「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額」と読替える。
- ・財務大臣の承認を経て前年度から繰り越された工事においては、受注者は予算の執行が可能となる時期以前に前金払・中間前金払を請求することはできない。
- ・第 3 4 条第 6 項の規程は、工期の末に行う契約変更においては適用しない。

3. 説明事項 8（7）について

財務大臣の承認を経て前年度から繰り越された工事においては、受注者は予算の執行が可能となる時期以前に部分払を請求することはできない。

4. 説明事項 8（8）～9（1 0）について

国庫債務負担行為に基づく条項であり、単年度予算で行う場合には適用しない。